

釜ヶ崎解放

1988

8.23

釜ヶ崎日雇労組
てんわ(632)4273

みなみつ もり じゅうみん うんどう 南津守住民運動の釜ヶ崎差別に関する 西成区交渉、差別の事実みどめます

仲間たち!!

きのう、南津守での住民運動（渥美組の飯場の進出に対する）による、わしら釜ヶ崎の日雇労組者に対する差別キャンペーに對しての、2回めの西成区との交渉をおこなった。

交渉には、釜田労をはじめ釜の仲間たち、地域の諸団体をふくめて四十名の仲間が参加し、区の方からは、一河区民室長・寺田区民室長代理をはじめ、4名が出席した。

交渉は、前回の8月1日の交渉で、区の側が、南津守での住民運動で出されたポスターなどの中に「差別につながりかねない表現がある」と答えた点について、「どういう点がどのように差別であるのか」を明らかにしてから始めた。

区の方は、「7・17反対住民決起大会」のポスターでの「労務者」との表現、南津守振興町会などが出した署名要請文の中での「一部の不心得者か」との表現、南津守を守る会の文書での「溢難事件が起ころる」、「女性・子供が安価して外出でき出来なくなれる恐れもあります」との表現に問題があると答えた。そこで、交渉のやつこつを考へ、

区の方は、「こうした文書が「釜ヶ崎労組者に対する予断と偏見にあふれたものである」、「差別を助長するものである」と認められたと述べた。

仲間たち!!

今回の交渉の成果は、あまりいい形で逃げこもつとする姿勢ではながらも、基本的に、南津守の住民運動の中で出されたポスターや文書が「釜ヶ崎差別を助長するものである」と、区当局にみとめられたことにある。今後、さらに、区当局の南津守社会福祉協議会へ反対運動のまとめ役などへの行政指導の責任と今後の対策を問い、交渉をす

いぬいていこう。

仲間たち!!

まったく不当な、わしら釜ヶ崎の日雇労組者に対する差別キャンペーにまづ、ここまどどもにいぬいていこう。

南津守問題の資料集、組合

事務局へおこります。(無)